

○山鹿市看護師等修学資金貸与条例

平成26年12月22日

条例第47号

(目的)

第1条 この条例は、将来市内の医療機関、事業所等（以下「医療機関等」という。）において看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）として勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、医療機関等における看護師等を確保し、もって地域住民の健康の維持及び増進に資することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 修学資金の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条又は第22条に規定する文部科学大臣、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者（高等学校における5年一貫教育の場合にあっては、専攻科に在学している者）
- (2) 将来医療機関等において看護師等として勤務する意思を有する者
- (3) 他の修学資金の貸与（熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）の規定による貸与を除く。）を受けていない者

(修学資金の種類等)

第3条 修学資金の種類、貸与の額及び貸与の期間は、規則で定める。

(利子)

第4条 修学資金の貸与は、無利子とする。

(保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定の取消し等)

第6条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
  - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
  - (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
  - (4) 死亡したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 市長は、修学生が休学又は停学の処分を受けたときは、当該処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(返還債務の免除)

第7条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年3か月以内に次のアからエまでに掲げる医療機関等において看護師等として勤務を開始した場合において、当該勤務を開始した日から起算して修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間が満了するまでの間における当該勤務の期間（次項第2号において「特定勤務期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条に規定する助産所

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う事業所、同条第26項に規定する介護老人福祉施設又は同条第27項に規定する介護老人保健施設

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第7項に規定する生活介護を行う事業所に限る。）

(2) 修学生が前号に規定する勤務期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため将来にわたり当該業務を継続することができなくなったと認められるとき。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務の一部を免除することができる。

(1) 死亡、心身の故障その他やむを得ない事由があるとき。

(2) 養成施設を卒業した日から1年3か月以内に前項第1号アからエまでに掲げる医療機関等において看護師等として勤務を開始した場合において、特定勤務期間が修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達しなかったとき。

（返還）

第8条 修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間内に、貸与を受けた金額を返還しなければならない。

(1) 第6条第1項（同項第2号を除く。）の規定により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

(2) 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得しなかったとき。

(3) 養成施設を卒業した日から1年3か月以内に医療機関等において看護師等として勤務を開始しなかったとき。

（返還の猶予）

第9条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還債務の履行を猶予するものとする。

(1) 修学資金の貸与の決定を取り消された後も、引き続き養成施設に在学しているとき。

(2) 養成施設を卒業後、更に他の養成施設に在学しているとき。

(3) 傷病、災害その他やむを得ない事由により一時的に返還債務の履行をすることが困

難であると認められるとき。

(遅延利息)

第10条 市長は、修学生が正当な理由なく貸与を受けた修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。